

障害者自立支援法の見直しについて

◎報酬単価について

平成21年4月からの障がい福祉サービス費用(報酬単価)は、平均5.1%増の改定となる予定。

◎利用者負担について

- (1) 利用者負担の軽減措置は、21年度以降も継続して実施。
- (2) 軽減措置を適用するために必要な「資産要件」の撤廃(21年7月から)。
(P3、P4 参照)
- (3) 施設入所者、グループホーム・ケアホーム利用者の個別減免^{※1}を実施する際の収入認定について、心身障害者扶養共済^{※2}の給付金は、収入認定しない。
また、軽減措置を適用するために必要な「資産要件」の撤廃。
(21年7月から) (P5参照)

※1 個別減免

施設入所者、グループホーム・ケアホームの利用者について、収入に応じた負担上限額の設定を行うもので、預貯金、不動産等など一定の要件を満たす場合に減免対象となる。

※2 心身障害者扶養共済

障がい者を扶養とする保護者が加入者となり、毎月一定の保険料を払い込むことにより、保護者が死亡したとき、残された障がい者に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度。

- (4) 自立支援医療(精神通院・更生医療)において、一定所得以上の対象者(経過的特例該当者・21年3月31日認定期限)については、21年4月以降についても継続して対象とする。(P6参照)

◎各サービスの見直しについて

- (1) 児童デイサービス
経過的児童デイサービス(児童デイサービスⅡ型)の継続実施。
- (2) 短期入所
短期入所を利用する日に他の日中活動を利用することが可能となった。

(注) 上記の内容については、今後変更もありうるものです。